

埼玉県幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業補助金実施要綱

1 事業の目的

幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子供を安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

2 事業内容

(1) 内容

新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（子供用マスク、消毒液、空気清浄機等）や備品の購入等及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への対応

(2) 実施主体

幼稚園の設置者（市町）

3 交付基準額・負担割合

(1) 交付基準額

（認可定員 19 人以下の施設） 1 施設当たり 300 千円を上限とする。

（認可定員 20 人以上 59 人以下の施設） 1 施設当たり 400 千円を上限とする。

（認可定員 60 人以上の施設） 1 施設当たり 500 千円を上限とする。

算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 負担割合

設置者の事業費（交付対象経費）のうち、1/2 以内を県が負担

4 対象経費

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、公立幼稚園を所管する市町が幼稚園へ配布する保健衛生用品等の一括購入等に要する経費及び幼稚園の設置者による感染防止用の備品等の購入に要する経費、並びに、幼稚園の消毒に必要な経費。また、幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費（人件費（ただし、預かり保育を実施したことにかかる経費に限る）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）

ただし、令和 4 年度文部科学省補正予算（第 2 号）については、前述の経費のうち新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した幼稚園が、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続するために必要となる経費に限る。

5 本事業の取扱いに関して必要な事項については別途通知する。

附 則（令和２年４月３０日教義指第９９号）

この要綱は、令和２年４月３０日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和２年７月３日教義指第４４２号）

この要綱は、令和２年７月３日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和３年２月４日教義指第９９５号）

１ この要綱は、令和３年２月４日から施行し、令和３年１月１日から適用する。

２ この通知による改正前の埼玉県幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業補助金実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（令和３年４月１日教義指第３７号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年４月１８日教義指第２５号）

この要綱は、令和４年４月１８日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則（令和５年６月２６日教義指第４３６号）

この要綱は、令和５年６月２６日から施行し、令和５年４月１日から適用する。